

生駒市条例第14号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条の3を削る。

附則第3条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第3条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同条を附則第3条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

第3条の5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の2とする。

附則第3条の7の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第3条の8から第3条の11までの規定中「平成32年度」を「令和2年

度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 4 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 6 条及び第 6 条の 2 中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 9 条中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 10 条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和

2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。